

令和4年度「宿泊観光の促進による地域経済活性化事業」広報等業務
業務仕様書

1 委託業務名

「宿泊観光の促進による地域経済活性化事業」広報等業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している京都観光を支援するため、日曜※宿泊のインセンティブ強化による延泊の促進により、その誘客効果を市内の多様な場面での消費喚起につなげるキャンペーンを全国を対象に実施する。

また、参加する施設及び観光客に京都観光モラルを周知し、安心・安全な京都観光の意識醸成を進める。

※翌日が平日の日曜または祝日が対象

3 キャンペーン概要

(1) 内容

翌日が平日の日曜または祝日に対象宿泊施設に宿泊された方全員※に、飲食、小売り、体験等で使える3,000円の電子クーポンを先着でプレゼントする。

※ただし、一人当たりの宿泊費が3,000円以上の宿泊者に限る。

(2) 期間

令和4年8月下旬～9月下旬

(ただし電子クーポンの配布状況により数週間延長する可能性あり)

(3) 電子クーポン発行数

3,000円×3万名(総額9,000万円)

(4) 使用システム

LINE(1,000円×3回のクーポンをLINEに付与)

電子クーポンはチェックインから72時間以内が使用期限

4 業務の期間

契約締結日から令和4年12月31日まで

5 委託業務内容及び条件

本委託業務は、本キャンペーンに関する各種広報ツールの制作を通じた宣伝業務及びWEBサイト制作、並びに電子クーポンの運営に関するシステム構築や電子クーポンの管理等を業務委託するものである。

(1) 広報業務

- ・キャンペーン周知に係る広報計画の策定、実施
- ・キャンペーンの趣旨を効果的に伝えるためのキービジュアルの提案・制作
- ・広報に要するポスター、チラシ等印刷物の制作
- ・首都圏や関西圏をはじめとする全国PRの実施

(2) WEB サイト制作及び管理

- ・事業者に向けたキャンペーンに関する WEB サイト制作及び公益社団法人京都市観光協会（以下「協会」という。）で直接修正等
可能なコンテンツ管理システム構築

（想定されるページ構成要素：

キャンペーン概要、応募申請フォーム、参加事業者に向けた参加マニュアル掲載、お知らせ、よくある質問、お問合せ、精算手順等）

- ・観光客に向けたキャンペーンに関する WEB サイト制作及び当協会
で直接修正等可能なコンテンツ管理システム構築

（想定されるページ構成要素：

キャンペーン概要、参加宿泊施設の紹介検索、クーポン取扱店舗の紹介検索、よくある質問、お問合せ等）

- ・観光客の電子クーポン利用が特定の店舗に偏らないよう策を講じること
- ・キャンペーンの進捗に即した掲載内容の随時更新
- ・サーバー管理

(3) 電子クーポン運営に関するシステム構築及び管理

- ・電子クーポン発行・使用等に関する LINE システムの構築
- ・電子クーポン利用時に、利用者及び取扱店舗、事務局へ即時に利用実績の通知が届くシステムとすること
- ・不正利用防止の策を講じたシステムとすること
- ・利用者及び取扱店舗が利用・参画しやすいデザインに努めること
- ・電子クーポン付与時に、京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及啓発に資するアンケート項目を入れること

別途、以下を厳守のこと。

ア システム設計者はテスト計画書を作成し、当計画書を基にテスト担当者がシステムの運用試験を行う。テスト項目は、機能テスト、性能テスト、障害回復テスト、負荷テスト、例外テストとする。

イ 瑕疵責任担保

受託者は事業期間中に発生した問題について、すべての瑕疵担保責任を負うものとし、システムに係わる技術的問題の情報及び修正を無償で速やかに提供するものとする。また、システムに係わる技術的問題に起因する損害については、受託者の責めに帰すべき理由がない場合を除き、発注者は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

- ・システム構築に関しては、協会が指定するシステム会社と連携すること

(4) 印刷用及び掲出用データの作成、格納

(5) その他、本事業を実施するに当たり必要と認められる事項

6 委託金額上限

1,760 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7 委託料に含むもの

広告制作費、広告掲出費、印刷用データ制作費（掲載写真の手配費用等含む）、WEB制作費、サーバー管理費、システム構築費、媒体調整費

8 留意事項

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュールを公益社団法人京都市観光協会（以下「甲」という。）に報告し、承認を得るものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、甲乙協議によりその解決を図るものとする。
- (3) 掲載の内容や掲載写真の選定等、各作業等の実施に当たっては、甲と事前に協議すること。
- (4) 乙が、本仕様書に定める各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき甲が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (5) 甲は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。
- (6) 乙は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本業務の実施以外の目的で使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
また、本委託業務によって知り得た個人情報は、原則として甲に帰属させるものとする。
- (7) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。
- (8) 円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として甲に帰属させるものとする。
- (9) 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。また、会計検査時に必要と想定される書類は全て5年間保管すること。